

令和7年度 AI・RPA を活用した業務の自動化推進業務委託
企画提案募集要領

令和7年5月

那覇市企画財務部企画調整課DX推進室

1 業務概要

(1) 業務委託名

「令和 7 年度 AI・RPA を活用した業務の自動化推進業務」委託

(2) 業務の目的

AI-OCR や RPA を活用し、データの入力・転記作業など、人手によって行われる業務の自動化を推進することにより業務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 1「令和 7 年度 AI・RPA を活用した業務の自動化推進業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 提案上限額

10,780,000 円（消費税及び地方消費税込み）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

※採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを求める。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークまたは ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (3) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、那覇市から指名の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。
- (8) 市税の滞納がないこと。

- (9) 本島内に本社若しくは支店又は営業所を有する法人であること。
- (10) 過去に官公庁において、AI-OCR・RPA を活用した業務における同種又は類似業務を元請けとして完了した実績を有すること。
- (11) 参加希望は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること、及び他の応募者の協力連携事業者となることはできない。なお、協力連携事業者は(1)～(10)（(10)については、AI-OCR・RPA を活用した業務における同種又は類似業務の実績があること）までの要件を満たす者とする。

4 優先交渉権者決定方法

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するもので、決定までの流れは次のとおり。

- (1) 企画提案提出書（様式3）の提出があった者について、参加資格の有無を確認する。
- (2) (1)により参加資格があると認められた事業者のプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者に選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点交渉権者との協議に移るものとする。

5 業務説明会（オンラインのみ）

- (1) 日 時：令和7年6月2日（月）午前10時から11時
- (2) 開催方法：オンライン（Zoom）による開催とし、対面での説明は行わない。
- (3) 参加申込：事業説明会への参加を希望する事業者等は5月30日（金）午後5時00分までに以下のフォームから申し込むこと。

申請フォーム① URL	QR コード
https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/d4b78818-4cf3-4081-b819-b82a3aa28ece/start	

※登録したメールアドレス宛に、前日までに Zoom の ID 等を通知する。

※当日は、9時50分以降（開始10分前）から入室可とする。

※説明会への参加は本公募への参加要件ではない。

6 質問及び回答

募集要領や業務仕様等について質問がある場合は、以下のとおり質問すること。

- (1) 質問受付期間

公募開始日～令和 7 年 6 月 12 日（木）午後 5 時まで

(2) 質問方法

以下のフォームに入力すること。

申請フォーム② URL	QR コード
https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/e80cb3e4-e59e-43b9-822c-20ce59acdefb/start	

※質問事項は、該当箇所や内容について簡潔にまとめること

<記入例>

- ・該当箇所：募集要領（または業務仕様書）○ページ △△△（タイトル）
- ・内 容：□□□（簡潔に）

(3) 回答

6 月 17 日（火）までに、那覇市公式ホームページ上に公開する。

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式 1）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 19 日（木）午後 5 時まで

(3) 提出方法

以下フォームから「参加表明書（様式 1）」の PDF データを添付して申請すること。

申請フォーム③ URL	QR コード
https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/283e3caf-ce74-4e4d-ab91-e6dd18ed3357/start	

8 提案の辞退

参加表明書を提出した事業者で提案を辞退する場合は、つぎのとおり意志表示すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式 2）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出方法

以下フォームから「辞退届（様式2）」のPDFデータを添付して申請すること。

申請フォーム④ URL	QR コード
https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/4e9eaf4-9e5d-4b94-ac75-18053279e7f2/start	

9 提案書等書類の提出及び参加資格の審査

(1) 企画提案書、提出書類の作成方法

- ① 提案書は表紙、各種様式を除いて 20 頁以内、横置・横書・上綴じとする。
- ② 提出書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、A4 フラットファイルに編綴し、提出書類毎にタブを貼付すること。ファイル表面には、事業者名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。
- ③ 提出書類は、正本 1 部(紙媒体)と、正本の PDF データ（CD-ROM 又は DVD-ROM）を提出すること。(PDF は文字検索が可能な状態で作成すること)

(2) 提出書類

提出書類	留意事項	提出者		
		単独	協力連携	
			代表企業	協力連携事業者
① 参加表明書（様式 1）		○	○	—
② 辞退届（様式 2）	※辞退される方のみ	○	○	—
③ 企画提案提出書（様式 3）		○	○	—
④ 事業者概要（様式 4）		○	○	○
⑤ 業務実績調書（様式 5）		○	○	○
⑥ 協力連携事業者予定調書（様式 6）	※協力連携にて応募する場合に限る。	—	○	—
⑦ 誓約書（様式 7）		○	○	—
⑧ 定款（写し可）		○	○	○
⑨ 市税の完納を証明する書類。	※税額表示不要。 ※3 か月以内のもの	○	○	○
⑩ 直近の過去 2 期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書など）		○	○	○
⑪ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	※3 か月以内のもの	○	○	○

⑫ 提案書（様式 8）		○	○	—
⑬ 見積書（様式 9-1）		○	○	—
⑭ 見積明細書（様式 9-2）		○	○	—

(3) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

① 持参：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時は除く）

閉庁日（土日、祝日）は受付不可

② 郵送：簡易書留による。宅配便による提出も可とする

(4) 提出受付期間

6 月 20 日（金）午前 8 時 30 分～6 月 27 日（金）午後 5 時（必着）

(5) 提出先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 企画調整課

(6) 参加資格の審査

(2)の提出書類をもとに本公募にかかる参加資格の確認を行う。参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へメールで通知する。（7 月 1 日（火）予定）

10 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査機関

審査は、那覇市職員で構成する選定委員会にて企画提案の審査及び評価を行う。

(2) 評価項目

企画提案点・価格点の合計 100 点満点とする。

審査評価区分	審査評価方法	配点
企画提案点	提案書（様式 8）の書類審査及びプレゼンテーション審査	90 点
価格点	見積額審査	10 点

(3) 審査方法

以下のとおり、プレゼンテーション(提案内容、デモンストレーション)を実施する。

項 目	注意事項
日時・会場	7 月 4 日（金）午後予定 那覇市役所本庁舎会議室 ※時間の詳細については、7 月 1 日（火）までにメールで通知する。
説明	・プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順の逆順とする。 ・企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加

	資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。当日の内容変更は一切認められない。 ・設定時間については、1 事業者につき、プレゼンテーション 20 分以内（提案内容、デモンストレーション含む。時間配分は事業者の判断による）、質疑応答は 15 分程度とする。 ・入室者は 3 名までとし、受託した場合のプロジェクト責任者及び業務リーダー（業務リーダーが複数名の場合は、本業務の全体を管理監督する者）を含めること。 ・オンラインを活用した説明を可能とする。その場合、オンラインで参加できるのは 1 事業者 1 名までとする。 ・プロジェクター、スクリーンのみ事務局にて用意する。 ・その他プレゼンテーションに必要なものは持参すること。（プロジェクター接続は HDMI 端子のみ）
--	--

(4) 評価基準

企画提案にかかる評価項目		評価の視点
1	業務管理	業務実施体制(人員、工程の調整、課題・リスク管理等)は適切か
2		技術担当者の経験・知識は十分か
3	AI-OCR 帳票定義、 RPA シナリオ作成	RPA 導入に向けたヒアリング、RPA 導入可否に関する評価の手法は、活用効果の最大化が期待される内容となっているか
4		本市が想定する作成業務（仕様書別表 1）について、今年度内に完了する具体的な見込みがあるか。また、スケジュールが変更になった場合、柔軟な対応が期待できるか
5		本市の既存ライセンスに影響なく、開発に要するライセンスが用意される見込みがあるか
6	シナリオ運用・保守サポート	本市職員からの問い合わせに対するサポートが、具体的に想定され、質の高い支援が期待されるものとなっているか
7		より多くの運用・保守支援が期待されるか
8	人材育成	業務課題の抽出から技術支援までのビジョンは明確か
9		講習会のカリキュラムは職員の技術獲得が期待される内容か
10	企画提案について	市にとって有益な追加提案があるか
11	価格点	見積金額に本事業を遂行する合理性があるか

(5) 審査の前提

見積額が提案上限額を超えている場合は評価の対象外とする。

(6) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者を選定するまでの手順は以下のとおりとする。

- ① 順位を1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。
- ② 上記①の方法において、順位を1位とした委員の数が同数の場合は、当該提案事業者の順位を2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- ③ 上記②の方法においても、順位を2位とした委員の数が同数の場合は、当該提案事業者の順位を1位とした委員の当該提案事業者に係る採点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とする。
- ④ 上記③の方法においても、優先交渉権者が決しない場合は、委員会で協議し決定する。
- ⑤ 公募の結果として応募者が1者の場合も審査し、委員会の合意をもって優先交渉権者とする。
- ⑥ 上記①～⑤に関わらず、各委員の評価点（価格点を除く）の合計が6割に満たない場合は選外とする。但し、評価者の過半数が6割以上の評価を行った場合を除く。

11 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

12 審査結果の公表

- (1) 審査結果は優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点交渉権者を本市ホームページ等にて速やかに公表する。
- (2) 審査結果についての意義申立及び問い合わせには、一切対応しないものとする。

13 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

- ① 優先交渉権者選定後、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- ② 協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。た

だし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約に向けた手続きを進めるものとする。
- ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。
- ③ 優先交渉権者として協議が成立したものを、以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ① 受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した提案額を超えないこととする。
ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ① 本事業の受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ② 本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

14 契約に関する基本事項

契約保証金は那覇市契約規則第30条第9号の規定により免除する。

15 その他留意事項

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属し、市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券の発行はしない。

16 スケジュール

内 容	日 程	備 考
公募開始	5 月 22 日（木）	市公式ＨＰにて掲載
要領等交付期間	5 月 22 日（木） から 6 月 19 日（木） 午後 5 時まで	市公式ＨＰにて掲載
業務説明会申込み	5 月 30 日（金）午後 5 時まで	希望事業者のみ Web 申請フォームにて
業務説明会の実施	6 月 2 日（月） 午前 10 時から 11 時	オンライン（ZOOM） 希望事業者のみ
質問受付期間	5 月 22 日（木） から 6 月 12 日（木） 午後 5 時まで	Web 申請フォームにて
質問に対する回答	6 月 17 日（火） まで	市公式ＨＰにて公開
参加表明書の提出	6 月 19 日（木） 午後 5 時まで	Web 申請フォームにて
参加の辞退表明	6 月 25 日（水） 午後 5 時まで	Web 申請フォームにて
提案書等書類提出受付期間	6 月 20 日（金） 午前 8 時 30 分から 6 月 27 日（金） 午後 5 時まで ※必着	持参又は郵送
資格審査結果通知	7 月 1 日（火）	市→参加事業者
審査評価 事業者プレゼン	7 月 4 日（金） 午後予定	那覇市役所本庁舎内会議室
選定結果の公表	7 月 7 日（月） まで	市公式ＨＰにて公表
優先交渉権と契約に向けた協議	7 月 7 日（月） から	
業務委託契約	7 月中旬頃予定	

17 問い合わせ先

那覇市役所 企画財務部 企画調整課 ＤＸ推進室

担当：兼島、平田 TEL:098-862-9937

E-Mail: M-DIGI001(at)city.naha.lg.jp

※(at)は@に置き換えてください。